

被災者生活再建支援制度、災害救助法をめぐる国会・地方団体等のうごき

1. 第189通常国会における請願の状況

「支援金の最高額を、少なくとも500万円に引き上げること」「半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること」などが明記された687,262名分の請願署名が提出された。内訳は、衆議院4件421,056名、参議院は5件266,206名であり、共産党だけでなく、自民党議員が衆参で紹介したほか、衆議院では民主、公明、生活の党が、参議院では次世代の党、新党改革がそれぞれ紹介議員となっている。

しかし、提出された請願を採択する段階では、共産党をのぞき、採択して内閣で措置すべきとすることに同意せず保留とした。

2. 地方団体の16年度政府予算編成に対する要望から

【全国知事会（15.7.29）】

○広域避難者の発生、事態の長期化および行政機能の喪失等も想定し、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。また、迅速かつ効果的な援助をおこなうため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しをおこなうとともに、必要な経費について、確実な財源措置をおこなうこと。

○相互扶助の理念にもとづく被災者生活再建支援法の規定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法にもとづく救済が被災者に平等におこなわれるよう、すべての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

【全国都道府県議会議長会（15.10.27）】

一部地域が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）」および「被災者生活再建支援法」の適用対象となる自然災害が発生した場合には、同一の自然災害により被害をうけたすべての地域を支援対象とすること。

また、「被災者生活再建支援法」については、対象世帯、被害区分の要件、基準の緩和等制度の拡充を図るとともに、被災者生活再建支援金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国が全額補償するなど所要の措置を講ずること。

【全国市長会（15.6.10）】

東日本大震災復旧・復興

○災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するとともに、債権免除要件として示されている無資力要件に生活保護受給者も含めること。

また、自治体個々の取組には限界があるため、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

○被災者生活再建支援金について、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化

被災自治体への支援活動を積極的におこなえるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけるとともに、支援活動に対し財政措置を講じること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」および「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大すること。

さらに、市町村単位で適用される災害救助法および被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

【全国市議会議長会（15.7）】

○被災者生活支援に対する財政支援の充実強化などにより、被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、被災者の生活再建のための措置を講じること。また、災害救助法および被災者生活再建支援法の運用にあたっては、法の適用による不備や被災者間の不均衡が生じないよう、対象となる住宅被害状況に一部損壊を加えるなど、支給対象要件の緩和を図るとともに、支援金支給額の引き上げを図ること。

○「住宅応急修理制度」を拡充強化するとともに、自然災害に対する保険や共済制度など被災住宅の再建を支援する制度を国において創設すること。

○「災害援護資金」については、被災者の実情に即し、償還免除要件の拡大や償還期限の再延長など制度の柔軟化を図ること。

【全国町村会（15.7.2）】

同一災害による被災者世帯の公平を期すため、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すこと。

3. 「平成27年9月関東・東北豪雨」災害の被災自治体

茨城県知事が防災相などに要望（9月18日）

○被災者生活再建支援法の適用にあたっては、市町村の区域にとらわれることなく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、制度改正をおこなうこと。

また、同法による支援金の支給にあたっては、対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊」などの日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。

茨城県議会意見書（第3回定例会）

○被災者生活再建支援制度の支援上限額の大幅な引き上げおよび適用範囲の拡大

関東知事会議（10月21日）

○被災者生活再建支援法の適用にあたっては、市町村の区域にとらわれることなく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、制度改正をおこなうこと。

また、支援金の支給にあたっては、近年の住宅建設費用等の増加を踏まえて限度額を引き上げるとともに、対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、半壊から対象とするほか、適用の基準に半壊世帯数を含めるなど、日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。

これらの財源を確保するため、被災者生活再建支援基金への国庫補助の割合を引き上げるなどの措置を講ずること。

さらに、災害救助法にもとづく住宅の応急修理について、「半壊」の場合に求められる所得要件を撤廃し、被災者が等しく支援を受けられるよう特例措置を講ずること。

茨城県常総市（10月22日衆院災害対策特別委員会への要望書）

○被災者生活再建支援法の適用にあたっては、対象となる被災世帯を全会および大規模半壊に限定せず、適用の基準に半壊などの日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。

これらの財源を確保するため、被災者生活再建支援基金への国庫補助の割合を引き上げるなどの措置を講ずること。

さらに、災害救助法にもとづく住宅の応急修理について、「半壊」の場合に求められる所得要件を撤廃するとともに実施期間を延長するなど、被災者が等しく支援を受けられるよう特例措置を講ずること。

被災者による「支援拡大を」求める署名活動（「毎日」10月24日付地方版）

茨城県が県単による独自支援決定（15.11.16）

○被災者生活再建支援法の対象とされていない半壊世帯を対象に、25万円を支給（県と市町が1/2ずつ負担）するほか、災害救助法にもとづく住宅応急修理について、所得制限により法対象とならない半壊世帯に対し、法適用と同額の567,000円を支給（県と市町が1/2ずつ負担）するなどの支援策を発表。

宮城県大崎市が市単による独自支援を発表（15.9.24）

○災害救助法による住宅の応急修理や被災者生活再建支援法の対象とされていないり
災証明の交付をうけた被災世帯を対象に、工事費（10万円超）の10%（限度額20万円）を支給。

4. 半壊を支援対象とする都道府県等の独自支援策

都道府県 等	対象災害 の有無	支給額（限度額、単位：万円）				
		全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	
岩手県	有	300	250	20	5	大雨・洪水
千葉県	有	300	250	25		竜巻
千葉市	有	300	250	25		竜巻
東京都 (大島町)	有			200		土石流
新潟県	有	100	50	50	30	大雨
岐阜県	無	100	100	50	30	
滋賀県	有	300	250	135	50	台風
京都府	有、無	300	250	150	50	(大雨、台風)
京都市	有	300	250	150	50	台風、府制度適用なし
兵庫県	有	150	75	25		豪雨
鳥取県	無	300	250	100		
徳島県	無	300	150	150	100	
熊本県	無	300	150	10	10	
大分県	無	300	130	130	5	
鹿児島県	無	20	20	20	20	小規模事業者も

※ 見舞金制度は除く

出所) 内閣府とりまとめ（15年4月1日現在）に一部加筆。

以上